

特約中途付加 ご契約のしおり 約款

(特約名)

目標到達時
円建年金保険移行特約
指定代理請求特約
保険料口座振替特約
保険料クレジットカード払
特約

無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）用



大樹生命保険株式会社



日本生命グループ

このたびは、現在ご契約いただいております当社の保険に特約を付加くださりまして誠にありがとうございました。

この冊子は、特約条項について記載されていますので、該当する条項をご熟読のうえ「保険証券」とともに大切にご保存ください。

今後とも、従来どおり末永くお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

2026年4月作成

目 次

ご契約のしおり

	(ページ)
●目標到達時円建年金保険移行特約について	1
●指定代理請求特約について	4

約 款

●目標到達時円建年金保険移行特約	7
●指定代理請求特約	10
●保険料口座振替特約	13
●保険料クレジットカード払特約	16

目標到達時円建年金保険移行特約について

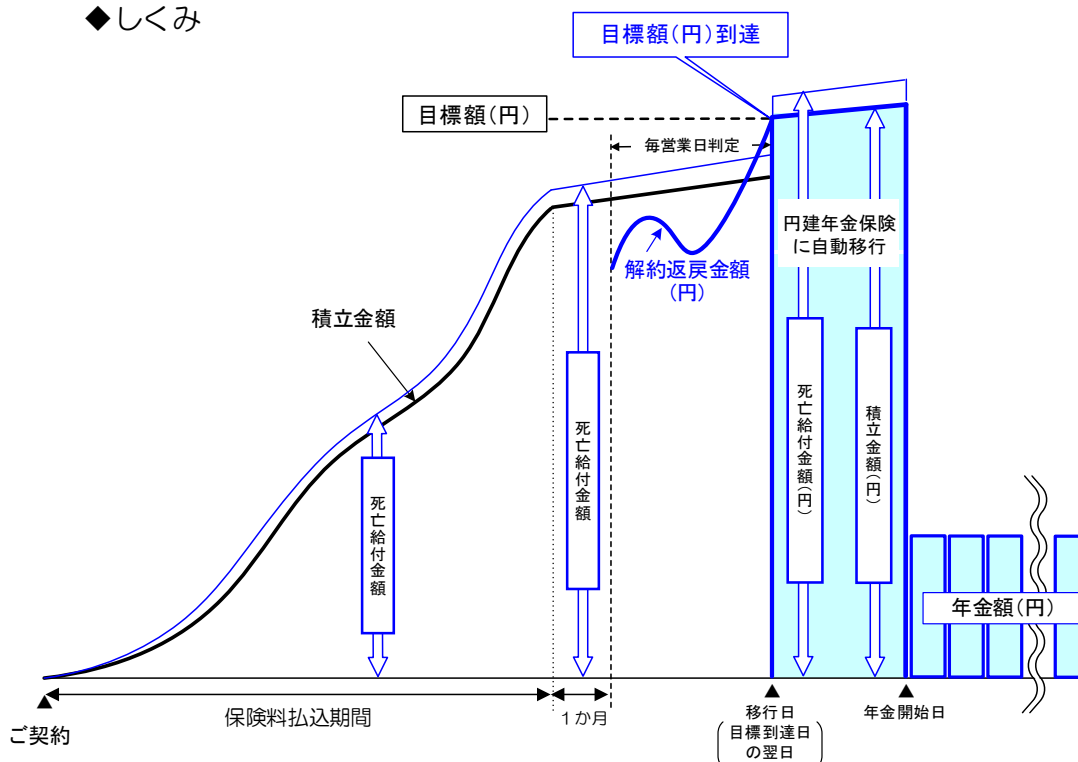
《特約条項 → 7ページ》

この特約は、年金開始日の3営業日前までに主契約に付加することにより、保険料払込期間の満了日の翌日からその日を含めて1か月経過した日以後、円に換算した解約返戻金額が**目標額（円）**^①以上となった場合に、主契約を円建年金保険に自動的に移行させる特約です。

ア. 円建年金保険への移行

- 次の〈1〉が〈2〉以上になると判定された場合、その日（目標到達日）の翌日を移行日として、主契約は円建年金保険に自動的に移行します。
 - 〈1〉 主契約を解約したとみなしたときの解約返戻金額を円換算レート（支払用）により円に換算した金額
 - 〈2〉 目標額（円）
- 上記の判定は、保険料払込期間の満了日の翌日からその日を含めて1か月経過した日以後、年金開始日の3営業日前までの期間における、当社の営業日、かつ、当社が指定する取引銀行の営業日にあたる日ごとに行います。なお、保険料のお払い込み方法（回数）が月払のご契約の場合で、最終の保険料期間に対応する保険料が保険料払込期間の満了日までに払い込まなかったときは、保険料払込期間の満了日の翌日からその日を含めて2か月経過した日以後に判定を行います。
- 円建年金保険に移行後の積立金額は、上記〈1〉の金額に基づき、移行日における基礎率（予定利率等）によって計算します。
- 円建年金保険に移行後の年金額は、**年金開始日前日末の積立金額**^②に基づき、移行日における基礎率（予定利率等）によって計算します。

◆しくみ



- ①目標額（円）
特約付加時にご契約者が円で設定します。
- ②年金開始日前日末の積立金額
個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、円で積み立てられている前納された保険料の残額があるときは、円のまま年金開始日前日末の積立金額に繰り入れます。

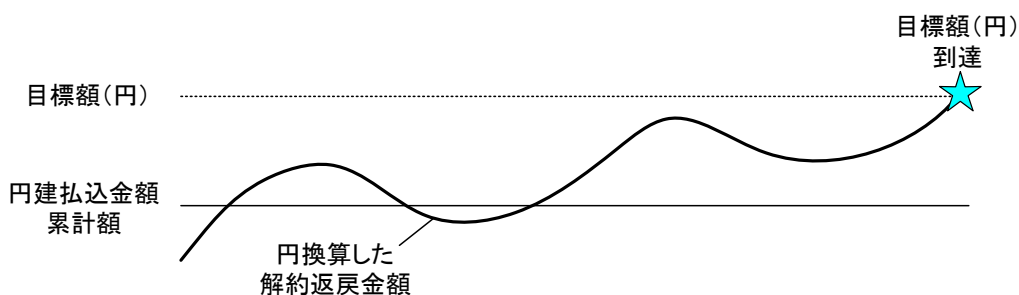
イ. 円建年金保険について

- 被保険者が年金・死亡給付金の支払事由^③に該当されたとき、年金・死亡給付金を円によりお支払いします。なお、お支払いする死亡給付金額は、被保険者が死亡された日における積立金額^④の1.05倍相当額とします。
- 年金の種類および年金支払期間^⑤は、特にお申し出のない限りご契約時にお選びいただいたものとなりますが、年金開始の際に変更することもできます。
- 年金は円建で、毎回のお支払い額は一定です。
- 年金額が12万円を下回る場合には、年金開始日の前日にご契約は消滅します。この場合、年金開始日の前日における積立金額（円）をご契約者にお支払いします。

ウ. 目標額（円）について

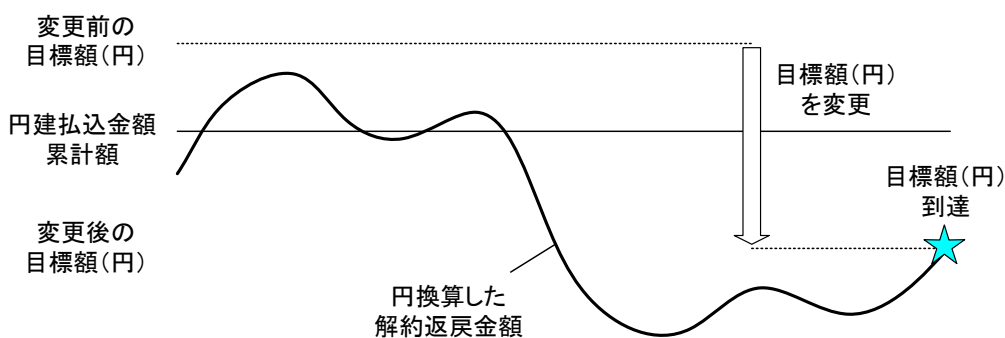
- ご契約時にこの特約を付加した場合の目標額（円）は、お払い込みいただく円建払込金額の累計額（以下「円建払込金額累計額」といいます。）以上の金額を設定いただきます。円換算レート（支払用）の変動により、円換算した解約返戻金額が目標額（円）を超えるなど、所定の条件を満たした場合、目標到達日の翌日に主契約が円建年金保険に移行します。

<イメージ>



- ご契約締結後は、目標額（円）として、円建払込金額累計額未満の金額を設定いただくこともできます。円換算レート（支払用）が低位に留まるマーケット環境において、当初設定していた目標額（円）があまりにも高いと考えられる場合にこのしくみをご活用いただけます。

<イメージ>



- なお、ご契約者は、目標到達日以前、かつ、年金開始日の3営業日前までは、目標額（円）を変更することができます。

③年金・死亡給付金の支払事由

ご契約時の「ご契約のしおり」の「III.1 無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）」をご覧ください。

④被保険者が死亡された日における積立金額

移行日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数を基準に計算します。

⑤年金の種類および年金支払期間

ご契約時の「ご契約のしおり」の「VI.4 年金の種類等の変更について」をご覧ください。

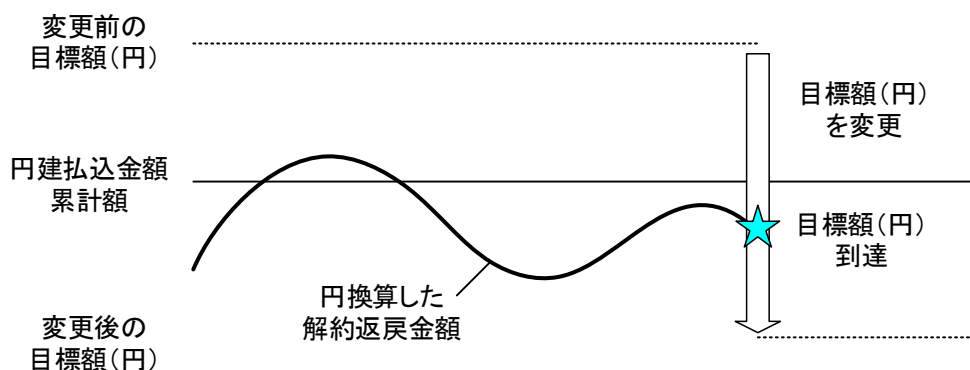
エ. その他のお取り扱い

- 年金額を減額することはできません。

ご 注 意

- 口座振替扱またはクレジットカード扱以外のお払い込み方法により、最終の保険料期間に対応する保険料を保険料払込期間の満了日までにお払い込みいただいた場合には、保険料払込期間の満了日の翌日からその日を含めて2か月経過した日以後に判定を行う場合があります。
- ご契約が失効している場合は判定を行いません。
- 円建年金保険に移行後の年金額（円）・死亡給付金額（円）・積立金額（円）は、移行前の年金・死亡給付金・積立金額を円換算レート（支払用）で円に換算した金額を下回ることがあります。
- 目標到達時円建年金保険移行特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。
- 円建年金保険に移行する前に年金開始日が到来した場合、この特約は消滅します。
- 目標額（円）として円建払込金額累計額未達の金額を設定したとき、目標額（円）を設定した日に円建年金保険への移行の条件を満たす場合があります。その場合、設定した日の翌日に主契約が円建年金保険に移行します。

<イメージ>



指定代理請求特約について

《特約条項 → 10ページ》

被保険者が年金受取人となるご契約にこの特約を付加されますと、年金の受取人である被保険者に自らご請求いただけない次の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、被保険者の代理人として年金をご請求いただくことができます。

(例) 被保険者が自らご請求いただけない事情

- ・被保険者が年金を請求する意思表示ができないと当社が認めたとき

ア. 対象となる年金

- 指定代理請求人よりご請求いただける年金は、次のとおりです。
 - ・被保険者が受取人となる年金
- すえ置かれている年金はご請求の対象にはなりません。

イ. 指定代理請求人の範囲

- ご契約者（年金開始後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。

＜指定代理請求人の範囲＞

- 〈1〉被保険者の戸籍上の配偶者
- 〈2〉被保険者の直系血族^①（子、孫、父母、祖父母など）
- 〈3〉被保険者の3親等内の親族^②（兄弟姉妹、おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪など）

上記のほか、次の範囲内の方^③で、年金の受取人のために年金を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方

- 〈4〉被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
- 〈5〉被保険者の財産管理を行っている方^④
- 〈6〉死亡給付金受取人または後継年金受取人
- 〈7〉その他上記〈4〉または〈5〉と同等の関係にある方

- 指定代理請求人が年金をご請求いただく際にも、上記の範囲内であることが必要です。

①直系血族

②3親等内の親族

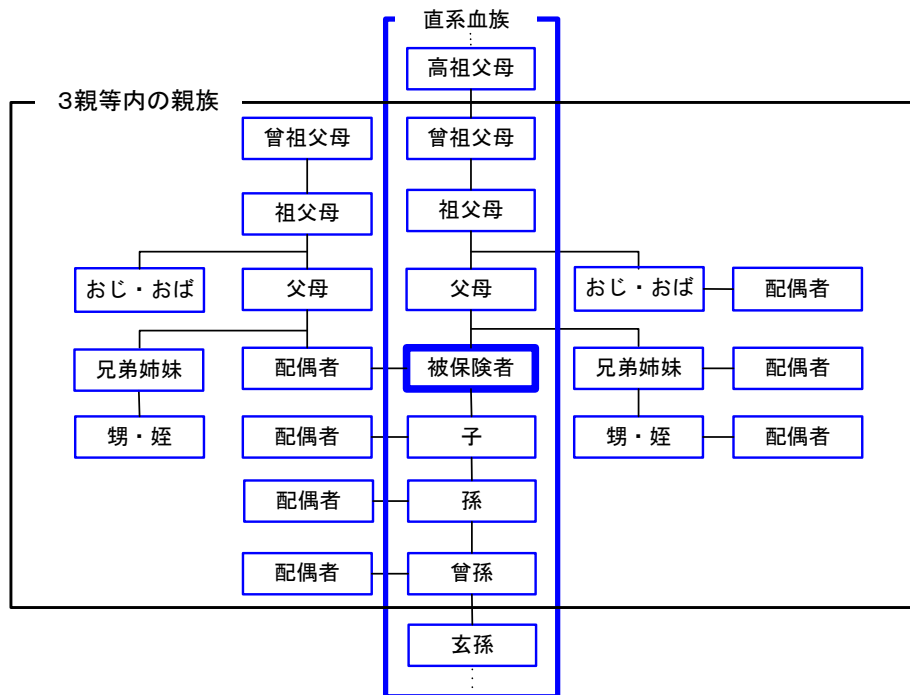
次頁の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。

③次の範囲内の方

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

④財産管理を行っている方

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。



- ご契約者（年金開始後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に年金を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、後継年金受取人が指定されているご契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていないご契約は被保険者の戸籍上の配偶者が、指定代理請求人として年金をご請求いただけます。

ウ. 代理請求によるお支払い

- 指定代理請求人が年金をご請求される場合、次の書類をご提出いただきます。
 - ・被保険者に年金を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ・指定代理請求人が前頁イ. の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
 - ・その他の必要書類
- 年金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して年金受取人からその年金をご請求されてもお支払いできません。

ご 注 意

- 指定代理請求人に次のような事情が生じた場合は、指定代理請求人を変更していただく必要がありますので、すみやかに「お客さまデスク」にご連絡ください。
 - ・死亡されたとき
 - ・指定代理請求人の要件を満たさなくなったとき
 - ・被保険者の代理人として年金を請求する意思表示ができなくなったとき など
- 指定代理請求人はあくまでも年金を被保険者の代理でご請求いただける方であり、年金の受取人は被保険者ご自身となります。
- 年金を指定代理請求人のご請求によりお支払いした場合、当社のご契約者または被保険者にその旨のご連絡をいたしません。したがって、ご契約者または被保険者の承諾なしにご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 故意に年金を被保険者が請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人として年金をご請求いただけません。
- 指定代理請求特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。

目標到達時円建年金保険移行特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）契約に付加することにより、年金開始前において、円に換算した主たる保険契約の解約返戻金額が目標とする金額以上となったときに、円建年金保険に自動的に移行することを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 指定通貨	主契約の締結の際、契約者が指定した主契約に適用される通貨のことをいいます。
(5) 目標額	円建年金保険に自動的に移行する際に目標となる円建の金額をいいます。
(6) 取引銀行	会社が指定通貨を円に換算するにあたって主として取引する銀行のことをいいます。
(7) 積立金	将来の年金および死亡給付金を支払うために積み立てる金額をいい、払い込んだ保険料および契約の経過した年月数によって、会社の定める方法により計算します。なお、円建年金保険に移行後は、移行後の経過した年月数によって、会社の定める方法により計算します。
(8) 年金開始日	主約款に定める年金開始日をいいます。
(9) 年金支払日	主約款に定める年金支払日をいいます。

第2条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、年金開始日前の会社の定める日までに、契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。
- ② 契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で目標額を設定してください。
- ③ 主契約の締結の際に、この特約が主契約に付加された場合、会社は、目標額を保険証券に表示します。
- ④ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加された場合、会社は、この特約の名称および目標額を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（円建年金保険への移行）

- ① 次の第(1)号の金額が第(2)号の金額以上となった場合、その日（以下「目標到達日」といいます。）の翌日を移行日として、主契約は円建年金保険に自動的に移行します。
 - (1) 主契約を解約したとみなしたときの解約返戻金額を会社所定の換算レートにより円に換算した金額
 - (2) 契約者が設定した目標額
- ② 第①項の判定は、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日からその日を含めて会社の定める期間経過後における会社の営業日、かつ、取引銀行の営業日にあたる日ごとに行うものとします。ただし、年金開始日前の会社の定める日以後は、判定を行いません。

- ③ 第①項第(1)号に定める会社所定の換算レートは、第②項に定めるそれぞれの日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- ④ 円建年金保険に移行後の積立金額は、第①項第(1)号の金額に基づき、移行日における会社の定める率によって計算します。
- ⑤ 円建年金保険に移行後の年金額は、年金開始日前日末の積立金額に基づき、移行日における会社の定める率によって計算します。
- ⑥ 円建払込金額を定める場合の特則を付加した円換算払込特約を付加して円による保険料の前納を行っている場合、個人年金保険料税制適格特約に定める前納された保険料の残額の特例取扱により、円で積み立てられた金額の残額により年金額を増額するときは、円建払込金額を定める場合の特則の規定にかかわらず、指定通貨への換算を行わずに円のまま年金開始日前日末の積立金額に繰り入れます。

第4条（年金、死亡給付金の支払）

- ① 主約款の指定通貨に関する規定にかかわらず、移行日以後、会社は、年金および死亡給付金を、円により支払います。
- ② 主約款に定める年金の支払の規定中、「年金受取人」を「主契約の年金受取人」と読み替えて適用します。
- ③ 主約款に定める死亡給付金の支払の規定中、死亡給付金の支払金額は、「移行日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの経過年月数を基準に計算した積立金額の1.05倍相当額」とし、「死亡給付金受取人」を「主契約の死亡給付金受取人」に、「責任開始の日」を「主契約の責任開始の日」にそれぞれ読み替えて適用します。

第5条（年金または死亡給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

主約款に定める年金または死亡給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所の規定中、「年金受取人」を「主契約の年金受取人」に、「死亡給付金受取人」を「主契約の死亡給付金受取人」にそれぞれ読み替えて適用します。

第6条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第7条（特約の解約）

契約者は、目標到達日以前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第8条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 円建年金保険に移行せずに年金開始日が到来したとき

第9条（払いもどし金）

- ① 主約款の指定通貨に関する規定にかかわらず、移行日以後、会社は、払いもどし金を、円により支払います。
- ② 主約款に定める払いもどし金の規定中、払いもどし金額は、移行日からの経過した年月数によって計算します。
- ③ 第7条（特約の解約）の規定によりこの特約が解約される場合は、この特約に対する払い

もどし金はありません。

第10条（年金開始日の繰下げ）

主約款の規定により年金開始日を繰下げの場合、繰下げ後の年金開始日における年金額は、第3条（円建年金保険への移行）第⑤項の規定により計算します。

第11条（目標額の変更）

- ① 契約者は、目標到達日以前に限り、会社の定める範囲内で目標額を変更することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。ただし、年金開始日前の会社の定める日以後は変更することはできません。
- ② 目標額の変更日は、第①項の必要書類（別表）が会社に着いた日とします。

第12条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第13条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、主約款の規定を準用します。

(2023年10月改定)

別表

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	特約の解約 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書
2	目標額の変更 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

- (1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の親族
- (2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) 主契約の死亡保険金受取人
 - (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

- ① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、第3条（指定代理請求人の指定）で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合
 - (3) その他第(1)号または第(2)号に準じる状態であると会社が認めた場合
- ② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指定代理請求人の指定）各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人

としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することができることとします。

- ③ 第①項または第②項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みま
す。以下同じとします。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第①項各号に定
める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第①項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、また、会社
指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 第⑤項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理
由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで
保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約
の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

契約者は、必要書類（別表）を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人
を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除
および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約
者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各
特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から
法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところ
により取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代
理請求は取り扱いません。

第10条（主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取 扱）

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡し
た場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約
の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がない場合に代理請求人を
法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法
定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人
を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

第11条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特
約の特約条項の規定を準用します。

第12条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

第14条（無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合の特則）

この特約を無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 第3条（指定代理請求人の指定）第(2)号(ウ)中「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人または後継年金受取人」と読み替えて適用します。
- (2) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中「死亡保険金受取人」を「後継年金受取人が指定されている契約は後継年金受取人、後継年金受取人が指定されていない契約は主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

(2025年1月改定)

別表

請 求 書 類

項 目	必 要 書 類
1 指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類 (7) 保険証券
2 指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

保険料口座振替特約

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 提携金融機関	会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等のことをいいます。
(4) 指定口座	契約者の指定する口座のことをいいます。

第2条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 保険料の口座振替払込を申し出る場合には、契約者は、次の各号の条件を満たしてください。
 - (1) 提携金融機関に、指定口座があること
 - (2) 指定口座の名義人が提携金融機関に対し、指定口座から会社の預金口座への保険料の口座振替を依頼すること
- ③ 第②項の指定口座の名義人が契約者と別人であっても、保険契約上の権利と義務は、契約者に属するものとします。

第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の締結の際の契約日は、主約款に定める契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第4条（第2回以後の保険料の払込）

- ① 契約者は、第2回以後の保険料を、払込期月中の会社と提携金融機関とが協議して定めた日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、払い込んでください。
- ② 第①項の振替があったときは、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合でも、契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- ④ 契約者は、あらかじめ保険料の払込に必要な金額を指定口座に預け入れてください。
- ⑤ 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）

- ① 払込期月の振替日に保険料の口座振替ができなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月分の保険料の振替日に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 (イ) 指定口座の預金残高が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、振替があったときは、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月中の振替日に応ずる日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日）に、再度口座振替を行います。

- ② 猶予期間中の未払込保険料の口座振替ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 契約者は、指定口座を、同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出てください。
- ② 契約者が保険料の口座振替払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出るとともに、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者は指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するかまたは他の保険料払込方法（経路）を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 1年分を超える保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
- (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
- (5) 提携金融機関に指定口座がなくなったときまたは提携金融機関との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）

- ① 会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
- (1) 当月分を含めて3か月分以上の保険料の前納が行われるとき
 - (2) 保険料の自動貸付が行われるとき

第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第10条（無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合の特則）

- ① この特約を無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 契約日の取扱については、第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
 - (2) 第7条（特約の消滅）に定めるところのほか、主たる保険契約の保険料の払込が停止された場合は、この特約は消滅します。
 - (3) 第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主たる保険契約には口座振替保険料率は適用せず普通保険料率を適用します。
- ② 第①項のほか、第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）第②項を次のとおり読み替えて適用します。

「② 猶予期間中の未払込保険料の口座振替ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。」

(2019年10月制定)

保険料クレジットカード払特約

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(2) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。

第2条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から、主約款に定める保険料の払込方法（経路）に代えて、保険料を会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 第①項のクレジットカードは、契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、適用します。
- ③ 会社は、この特約の適用にあたって、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性および利用限度額等の確認」といいます。）を行うものとします。
- ④ 会社は、契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第3条（責任開始時および契約日の特例）

- ① この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じとします。）をクレジットカードにより払い込む場合には、会社は、主約款の規定にかかわらず、クレジットカードの有効性の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時から契約上の責任を負います。ただし、被保険者による告知の前にクレジットカードによる保険料の払込を承諾したときは、その告知の時から契約上の責任を負います。
- ② 第①項の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときには、会社は、契約締結の際の会社の責任開始の日を契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって通知に代えることがあります。
- ③ 契約日は、主約款または第①項に定める契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ⑤ 第③項および第④項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第4条（保険料の払込）

- ① 保険料をクレジットカードにより払い込む場合には、会社は、その保険料について、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額等の確認を行ったうえで、会社の定めた日（以下「指定日」といいます。）に、払込があったものとします。
- ② 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合でも、契約者は、

会社に対しその決済順序を指定できません。

- ③ 契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを必要とします。
- ④ 会社がクレジットカードの有効性および利用限度額等の確認を行った後でも、次の各号の条件をすべて満たす場合には、その払込期月中の保険料については第①項の規定は適用しません。
 - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - (2) 契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと
- ⑤ 第④項の場合、会社は、契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- ⑥ この特約によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（この特約による保険料の払込ができない場合の取扱）

- ① 第1回保険料をクレジットカードにより払い込む場合で、第1回保険料について会社がクレジットカードの有効性および利用限度額等の確認を得られなかったときには、会社は、保険契約の申込がなかったものとして取り扱います。
- ② 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合で、第2回以後の保険料について会社がクレジットカードの利用限度額内であることの確認を得られなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料についてクレジットカードの利用限度額内であることの確認を行ったうえで、翌月の指定日に、2か月分の保険料のクレジットカードによる払込があったものとします。 (イ) クレジットカードの利用限度額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料のクレジットカードによる払込を行い、この場合、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月に、再度クレジットカードの利用限度額内であることの確認を行ったうえで、払込期月の翌月中の指定日に応答する日に、保険料のクレジットカードによる払込があったものとします。

- ③ 猶予期間中の未払込保険料のクレジットカードによる払込ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日まで、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 契約者は、クレジットカードを、同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社に申し出てください。
- ② 契約者が保険料のクレジットカードによる払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社に申し出るとともに、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。
- ③ カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者はクレジットカードを、他のクレジットカードに変更するかまたは他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

第7条（特約の消滅）

- ① 次の各号のいずれかの事由に該当したときには、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の前納が行われたとき
 - (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
 - (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
 - (5) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき。ただし、第5条（この特約による保険料の払込ができない場合の取扱）第③項の規定により保険料が払い込まれた場合を除きます。
 - (6) 会社がクレジットカードの有効性の確認を得られなかったとき
 - (7) カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止したとき
- ② 第①項第(5)号から第(7)号までの場合、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合、契約者は、その保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。また、契約者が保険料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第8条（適用される保険料率 - 保険料月払契約の場合）

会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。

第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第10条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第11条（無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合の特則）

- ① この特約を無配当外貨建個人年金保険019（予定利率更改型）に付加する場合には、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 契約日の取扱については、第3条（責任開始時および契約日の特例）の規定にかかわらず、主約款の規定を適用します。
 - (2) 第7条（特約の消滅）第①項に規定するところのほか、主たる保険契約の保険料の払込が停止されたときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第8条（適用される保険料率 - 保険料月払契約の場合）の規定にかかわらず、主たる保険契約には口座振替保険料率は適用せず普通保険料率を適用します。
- ② 第①項のほか、第5条（この特約による保険料の払込ができない場合の取扱）第③項を次のとおり読み替えて適用します。

「③ 猶予期間中の未払込保険料のクレジットカードによる払込ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。」

(2019年10月制定)

■ お問い合わせ先

大樹生命 お客様デスク

フリーダイヤル **0120-312-808**

平日 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

大樹生命ホームページ

<https://www.taiju-life.co.jp/>

引受保険会社

大樹生命保険株式会社

(X-2026-5 2026年4月2日)